

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いって？

制度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概要	◎重要な法律行為 財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う	◎日常的な法律行為と事実行為 日常的な生活援助の範囲内で支援を行う
具体例	●現金・預金・証券・不動産・負債などの財産全般の管理 ●施設への入退所契約、入院契約 ●不動産の売却や賃貸契約解約 ●遺産分割協議における本人代理 ●消費者被害の取消し	●日常的な金銭の管理 (家賃、公共料金、医療費や福祉サービス利用料の支払手続) ●福祉サービスの利用援助 ●契約手続きの援助 ●通帳、印鑑、年金証書の預かり
対象	認知症、知的・精神障害により判断能力が十分でない人	高齢や障害により日常生活の判断に不安のある在宅で生活している人 (契約ができる程度)
援助者*	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	自立生活支援専門員、生活支援員
利用料 (費用報酬)	後見人などに対する報酬額は家庭裁判所が決定	1回1時間程度1,200円の利用料と支援員の交通費が必要

*援助者は、婚姻・離婚・養子縁組等の身分行為、家事・介護等の事実行為のほか、医療同意、選挙投票等を行うことはできず、身元保証・身元引受・連帯保証人になることもできません。

地域あんしんセンターいけだ ☎ 015-578-7100

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会



〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目14番地の1 池田町ふれあいセンター内
TEL (015) 579-2222 FAX (015) 579-2223

ホームページ ▶ http://www.10.plala.or.jp/i_shakyo/
メールアドレス ▶ i_shakyo@topaz.plala.or.jp

社会福祉法人池田町社会福祉協議会では、個人情報についての取り扱いに関して、適切な取り扱いに努めています。

地域あんしんセンターいけだ のごあんない

保存版

「池田町でいつまでもあんしんして暮らしていきたい。」
町民の皆様の共通の願いです。

認知症や身体および精神に障がいなどがあるために
日常生活に不安を感じている方はいませんか？

ご本人、ご家族だけでは解決できない
暮らしの問題を抱えていませんか？

訪問販売や
悪徳商法の
被害を
受けている。



物忘れがあつて
通帳をなくして
しまつたり
お金の管理が
できない。



自分の将来、
障害のある
こどもの
将来が心配。



成年後見制度や
日常生活自立支援
事業について
よくわからないので
詳しく知りたい。



施設入所や
福祉サービスの
契約をするのが
むずかしい。



「地域あんしんセンターいけだ」では、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用して、生活にお困りの方の日々の暮らしのお手伝いを行います。

ひとりで悩まず、まずはご相談を！
プライバシーは保護されます。

月曜日から金曜日まで
午前8時45分～午後5時45分

☎ 015-578-7100

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

どんなサービスが受けられるの？



**能力に応じて利用するサービスと
支援内容を検討します。**



まずは、暮らしの不安や困りごとについて
専門家にアドバイスをもらってみませんか？
無料相談なので安心して相談できます！



1. 成年後見制度の利用を支援します！

サービス内容

- 相談
- 家庭裁判所への手続き支援
- 普及・啓発
- 市民後見人の養成

判断能力に不安がある方の生活や財産に関する困りごとの相談に応じ、制度利用の申立てから具体的な支援まで、関係機関と連携し、相談者のあんしん生活の再構築を目指します。

2. 法人後見事業を実施します！

池田町社会福祉協議会(以下、「社協」といいます)が家庭裁判所から、「成年後見人等に選任された場合に法人としてご本人の支援を行います。実際にご本人を支援するのは、後見支援員と呼ばれるスタッフで、社協職員や市民後見人養成講座を修了し成年後見制度に関する知識や技術を身につけた方が担当します。また、社協が「成年後見人」等として行う業務は家庭裁判所が監視します。

3. 日常生活自立支援事業を実施します！

サービス内容

- 福祉サービスの利用援助・・・福祉サービスの利用手続きの支援
- 日常的金銭管理・・・公共料金の支払手続き、預貯金の払い出しなど
- 書類等の預かりサービス・・・預貯金の通帳や大切な書類などの保管【別途有料】

本人の判断能力に不安があっても、成年後見制度を利用するほどでない方に対して、地域あんしんセンターいけだが次のようなサービスを提供し個人の財産と権利を守ります。

判断能力が常に欠けている

物忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。

判断能力が著しく不十分

物忘れが多くなってきた。重要な契約は自分一人ではできない。

判断能力が不十分

ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると安心。

判断能力に不安がある

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金がおろせないことがある。

※利用料が1回(1時間程度)1,200円及び交通費300円がかかります。(生活保護受給者は無料)在宅で生活している方及び現在入院中等で今後在宅で生活する予定がある方が対象です。

判断能力

成年後見制度

法定後見制度

「**後見**」類型

「**保佐**」類型

「**補助**」類型

日常生活自立支援事業

判断能力